

調査契機

【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止時

【第4条】 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更時において
都道府県知事が認める時

【第5条】 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると
都道府県知事が認める時

土 壤 汚 染 調 査

汚染有り

汚染無し

終了

区域指定等

【要措置区域】

- ・ 土壤汚染の摂取経路があり、汚染除去等の措置が必要な区域

【形質変更時要届出区域】

- ・ 土壤汚染の摂取経路がなく、汚染除去等の措置が不要な区域
(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)

要措置区域

- ・ 汚染の除去等の措置を都道府県が指示
- ・ 土地の形質変更は原則禁止

形質変更時要届出区域

- ・ 土地の形質変更時に届出必要

摂取経路の遮断
を行った場合

汚染の除去を行った場合には指定解除